

鳴門市通学路安全対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童・生徒が安全に通学できるよう、市内における本市の通学路の安全確保に向けた取組を関係機関が連携して推進するため、鳴門市通学路安全対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「通学路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に定める道路及びその他の道路のうち、児童・生徒が通学のため通常利用する経路で、学校長が指定した道路及びその区間をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳴門市通学路交通安全プログラムの策定及び見直しに関すること。
- (2) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (3) 通学路の危険箇所の対策に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員10名以内で組織する。

2 委員は、別表の左欄に掲げる関係機関ごとに同表の右欄に掲げる組織又は団体に所属する者のうちから選任された者とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

別表 (第4条関係)

関係機関等	組織又は団体
国土交通省	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所徳島国道出張所
徳島県	徳島県県土整備部東部県土整備局鳴門庁舎
徳島県警察	鳴門警察署交通課
学識経験者	鳴門教育大学
保護者代表	鳴門市幼小中PTA連合会
学校代表	鳴門市小学校校長会 鳴門市中学校校長会
鳴門市	市民環境部市民協働推進課 経済建設部土木課
鳴門市教育委員会	鳴門市教育委員会事務局